

[原因と対策の報告の公表文（様式2）]

伊方発電所から通報連絡のあった異常に係る原因と対策の報告について（令和5年8月分）

R6.2.13

原子力安全対策推進監

電話番号 089-912-2352

1 四国電力株式会社から、伊方発電所で令和5年8月に発生した1件の設備の異常に係る原因と対策の報告がありましたので、お知らせします。

[報告書の概要]

県の公表区分	異常事項	発生年月日	原因	対策
C	海水管の圧力検出配管からの海水漏れ（1号機）	5.8.7	<p>伊方発電所1号機は廃止措置中のところ、廃止作業中においても使用している補機類を冷却するために必要な海水を供給する2系統ある海水管のうち、A系統の海水管から分岐した圧力検出配管（以下「当該検出配管」という。）からの海水漏えいを運転員が確認した。</p> <p>当該検出配管を確認した結果、貫通孔を確認したため、代替仕様の配管にて応急復旧の後、既設と同仕様の配管に取り替えて復旧した。</p> <p>なお、本事象によるプラントへの影響及び周辺環境への放射能の影響はなかった。</p> <p>その後の詳細な調査の結果、当該検出配管については、経年使用により配管外面の塗膜が劣化し、腐食が発生、進展することで配管肉厚が減少し、貫通穴が生じたことに伴い、配管内面に施されているゴムライニングが内部流体（海水）の圧力により外側に押し出され、ゴムライニングが損傷し海水が漏えいしたと推定した。</p> <p>なお、当該検出配管については、必要に応じて塗装することとしていたが、令和元年8月以降、腐食の程度を十分把握できておらず、補修塗装が実施されていなかった。</p>	<p>(1) 当該検出配管については、既設と同仕様の配管に取り替えを実施した。</p> <p>また、この他に著しい腐食が確認された海水管A系統およびB系統の圧力検出元弁近傍の配管についても、A系統については令和5年8月、B系統については令和5年11月に既設と同仕様の配管に取り替えを実施した。</p> <p>なお、1号機については廃止措置作業の進捗に伴い、2号機の海水系統から1号機の補機類へも冷却用海水を供給できるように運用を変更することから、今回の海水漏えい箇所を含む1号機の海水系統については本年1月に使用を停止した。</p> <p>(2) 今後、2、3号機については、海水管点検時に海水管から分岐した配管も含めて、配管内面だけでなく、外面からの目視点検を実施する。</p> <p>(3) 運転プラントである3号機設備のみを対象としていた腐食管理マニュアルに、2号機について屋外の塩害の影響を受けやすい設備を追加し、腐食が確認された場合は、腐食の程度に応じて「補修が必要な腐食」、「継続監視する腐食」に分類した上で腐食管理を実施する。</p>

※以下6件については、現在、四国電力株式会社において調査中であり、「伊方原子力発電所異常時通報連絡公表要領」に基づき、原因と対策の報告書を受領後、来月以降に公表します。

- ・伊方3号機 非常用ガスタービン発電機燃料油貯油槽Aの配管フランジ部からの油漏れ（令和5年7月27日発生）
- ・伊方1、2号機 タービン建家天井クレーンの照明用ケーブルの焦げ跡（令和5年9月20日発生）
- ・伊方1、2号機 碍子洗浄水タンクへの送水配管からの水漏れ（令和5年10月5日発生）
- ・伊方3号機 出力領域中性子束計器の不具合（令和5年11月22日発生）
- ・伊方3号機 エタノールアミン排水処理装置の電解槽供給ポンプ出口逆止弁における異物の確認（令和5年11月28日発生）
- ・伊方発電所 モニタリングステーションじんあいモニタの不具合（令和5年12月30日発生）

2 県としては、伊方発電所に職員を派遣し、対策が適切に実施されていることを確認しています。